

第5章 関係機関による農業施策の一体的な推進

本市農業が持続的に発展し、安全で安心な農産物を安定的に生産・供給ができ、本市の基幹産業として競争力をもった魅力ある農業を構築していくためには、JAや滋賀県等の関係機関と情報共有を行い、その対策を講じるとともに、活力ある地域農業の形成に向けて一体的、総合的な施策の展開を図ります。

さらに、令和3年4月1日の8JAの合併により誕生する県内最大規模の「レーク滋賀農業協同組合」の強みと営農部門の拠点が本市に置かれることおよび農業関連施設を整備されることを踏まえ、営農指導等の強化や営農施策に係る各種事業の更なる展開に向けて、より一層の連携を図り、本市の農業振興・発展に努めます。